

インドネシアにおけるモデル契約 書（秘密保持契約書（AI 編））を 活用するに際しての留意点

（前編）



Yenny Halim
（パートナー
弁護士）

Acemark Intellectual Property

Yenny Halim は、Tarumanagara 大学で経済学学士、Krisnadwipayana 大学で法学学士、Indonesia 大学で法学修士を取得し 1999 年に Acemark に入所、知的財産分野で活躍している。知財コンサルタントとして登録され、訴訟弁護士の資格も取得している。2014 年に WIPO 世界知的財産の日、2017 年発明推進協会セミナー、2018 年特許と商標に関する Acemark セミナー、2019 年意匠保護に関する FAMI 会議、など数多くの講演も行っており、インドネシアの企業や個人への知財に関するトレーニングも行っている。2019 年、法務人権省から意匠に関する知財コンサルタントにおける最多出願人として表彰を受けたほか、IP STARS、World Trademark Review、Chambers and Partners、ASIAN LEGAL BUSINESS 等より表彰を受けており、また、Who's Who 知財部門にも掲載されている。

【概要】

日本国特許庁は、オープンイノベーションポータルサイトにおいて、研究開発型スタートアップ企業と事業会社のオープンイノベーション促進のために各種のモデル契約書を公開しており、新興国等知財情報データベースでは参考記事に示す英訳を作成している。

秘密保持契約は、両当事者が秘密情報、データ、技術、ノウハウの交換を含む活動を行うことを互いに合意する場合に必須である。インドネシアでは、秘密情報、データ、技術、ノウハウは、一般に知られておらず、経済的価値があり、秘密を保持するために一定の方法で維持されている場合、営業秘密として保護される。

インドネシアの営業秘密は、営業秘密法 2000 年法律第 30 号に準拠している。営業秘密法第 11 条は、営業秘密の権利者またはライセンシーが、故意かつ権利なく営業秘密を商業目的で第三者に使用または開示した者に対して、損害賠償請求、または使用の中止を求めて訴訟を提起することができるという紛争の解決方法を規定している。訴訟は地方裁判所に提起されるものとされる。訴訟によ

る紛争の解決に加えて、営業秘密法第12条は、当事者は仲裁または代替紛争解決によって紛争を解決することができる」と規定している。

営業秘密を故意に開示したり、契約に違反したり、書面または口頭で営業秘密を秘密にすることを約束した義務を履行しない者は、侵害行為となり（営業秘密法第13条）、営業秘密の侵害には、最大2年の懲役および/または3億ルピア（約3百万円）の罰金が科せられる（営業秘密法第17条）。

本稿では、参考記事の英訳を参照した上で、日本法に基づき設立された日本の企業と、インドネシア共和国法に基づき設立されたインドネシアの企業という異なる国の事業者が、モデル契約（秘密保持契約）を活用する際の留意点について説明する。

前編では添付されたモデル契約書の前文、第1条、第2条、第4条から第6条までについて、後編では第11条、第12条、その他追加すべき条項について、必要と思われる事項を説明、コメントする。

【詳細】

1. 前文

当事者の名前に加えて、会社が登録されている国、当事者の住所を契約に記載する必要がある。

記載例：

This agreement on the handling of confidential information disclosed by one party to the other (hereinafter the "Agreement") is made between Company X, a company established and registered under the law of [Japan/Republic Indonesia] whose registered office is at [address] (hereinafter "Party A") and Company Y, a company established and registered under the law of [Japan/Republic Indonesia] whose registered office is at [address] (hereinafter "Party B").

（参考訳）[日本/インドネシア]の法律に基づいて設立・登録され、[住所]に登録事務所を有する会社X（以下「当事者A」）と[日本/インドネシア]の法律に基づいて設立・登録され、[住所]に登録事務所を有する会社Y（以下

「当事者 B」) とは、一方の当事者が他方に開示する秘密情報の取扱いに関する契約（以下「本契約」）を締結する。

2. 第1条（秘密情報の定義）

モデル契約書では、第1条第2項で「秘密情報」に含まれないものを定義しているが、このような情報は、疎明資料として書面で作成することが望ましい。

記載例：

Notwithstanding the preceding paragraph, the following information shall not be considered confidential if the Receiving party can establish in writing that such information is:

（参考訳）前項の規定にかかわらず、以下の情報については、受領当事者が書面により証明することができる場合には、秘密情報とはみなされないものとする。

3. 第2条（秘密保持）

モデル契約書は、第2条第5項で、情報の受領当事者が秘密情報を開示できる事例を定めているが、受領当事者が秘密情報を開示することができるようになる前に、理由のいかんを問わず、開示当事者に事前に通知し、開示当事者の費用負担で、これを防止するために必要な手段を講じることができるようにしなければならない。

記載例：

Notwithstanding the preceding paragraphs, the Receiving Party may disclose Confidential Information in each of the following cases (in the cases of (i) and (ii), provided that, the Receiving Party provides advance notice (to the extent practicable) and reasonable assistance, at the Disclosing Party's cost, to enable the Disclosing Party to seek a protective order or otherwise prevent or limit such disclosure:

(参考訳) 前各項にかかわらず、受領当事者は、以下の各場合 (i) および (ii) の場合、受領当事者は、開示当事者が保護命令を求め、または当該開示を阻止もしくは制限できるように、開示当事者の費用で、(実行可能な範囲で) 事前通知および合理的支援を提供する場合に、秘密情報の開示を行うことができるものとする。

4. 第4条 (秘密情報の複製)

モデル契約書の第4条第1項、第2項は秘密情報の複製ができる場合と、その扱いを定義している。

受領当事者が秘密情報を複写、複製する場合、開示当事者の書面による同意が必要であり、複製についてより厳しい条件を設けることが望ましい。

記載例：

Except as otherwise may be permitted by this Agreement, neither Party shall copy or otherwise reproduce any part of any Confidential Information of the other Party, not attempt to do so, without the prior written consent of the other Party. Any embodiments of Confidential information of a Party that may be generated by the other Party, either pursuant to or in violation of this Agreement, will be deemed to be solely the property of the Disclosing Party and fully subject to the obligations of confidence set forth herein.

(参考訳) 本契約で別途許可されている場合を除き、いずれの当事者も、相手方当事者の書面による事前の同意なく、相手方当事者の秘密情報のいかなる部分も複写またはその他の方法で複製してはならず、また複製を試みてもならないものとする。他方の当事者が本契約に従って、または本契約に違反して生じ得る当事者の秘密情報のいかなる具現化も、開示当事者のみの財産とみなされ、本契約に規定される秘密保持義務の対象となるものとする。

5. 第 5 条（個人情報の提供）

モデル契約書の第 5 条は提供される秘密情報に個人情報等が含まれる場合の扱いについて定義している。

インドネシアでは、個人情報は個人情報保護法 2022 年法律第 27 号（以下、「個人情報保護法」）に基づき規制されている。個人情報保護法第 20 条第 2 項第 a 号によると、個人情報の収集者である当事者 B は、個人情報の所有者にあらかじめ通知された一つまたは複数の特定の目的のために、個人情報の所有者から有効な同意を得なければならない。個人情報保護法第 48 条第 4 項には、「第 3 項の個人データの保管、移転、削除または廃棄は、個人データの所有者に通知される」と記載されている。

当事者 B がインドネシア共和国の法律に基づいて設立された企業であると仮定すると、個人情報保護法第 56 条第 2 項に従い、当事者 B は、契約書第 5 条第 1 項の個人データを移転する場合、個人データの移転を受ける当事者 A の居住国がこの法律で規定されているのと同様以上の個人データ保護レベルを有することを確認しなければならない。

第 5 条第 2 項、第 3 項の記載例：

(2) Party B warrants it shall comply with the procedures required under the Act on the Protection of Personal Information (hereinafter the "Act") when providing Party A with personal information or data (hereinafter collectively "Personal Information") and Party B warrants it obtains explicit valid consent from the owner of the personal information for one or several specific purposes that have been previously informed to the owner of the personal information.

(3) Before providing Party A with Personal Information, Party B shall notify the owner of the personal information in advance regarding transfer of Personal Information and shall clearly state to that effect in advance and make sure that the country of domicile of Party A who

receives the transfer of Personal Information has a high level of Personal Data Protection.

(参考訳)

(2) 当事者 B は、当事者 A に個人情報またはデータ（以下、まとめて「個人情報」という）を提供する際に、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という）に基づく手続を遵守し、かつ、個人情報の所有者にあらかじめ通知した一つまたは複数の特定の目的のために、個人情報の所有者から有効な同意を得ることを保証するものとする。

(3) 当事者 B は、当事者 A に個人情報を提供する前に、個人情報の移転について、あらかじめ個人情報所有者に通知し、その旨を明示するとともに、個人情報の移転を受ける当事者 A の住所のある国が高い個人情報保護水準を有していることを確認するものとする。

6. 第 6 条（秘密情報の破棄または返還）

モデル契約書の第 6 条は、秘密情報の破棄または返還およびその後の利用について定義している。

モデル契約書第 6 条第 3 項について、上記第 4 条の説明と同様に、受領当事者が秘密情報の複写、複製を行うには、開示当事者の書面による同意を必要とする。

第 6 条第 3 項の記載例：

Notwithstanding the preceding two paragraphs, the Party A with prior written consent from Party B may use Confidential Information disclosed by the Party B in accordance with conditions of use of Confidential Information specified in a proof of concept (PoC) or a joint R&D contract, only if the said contract is concluded pursuant to the immediately following article ("Conclusion of PoC or Joint R&D Contract").

(参考訳) 前 2 項にかかわらず、当事者 A は、当事者 B の書面による事前の同意を得て、次条(「PoC 契約および共同研究開発契約の締結」)に従い、PoC 契約または共同研究開発契約に定められた秘密情報の使用条件に従って、当事者 B から開示された秘密情報を利用することができる。

モデル契約書の第 11 条、第 12 条および追加を検討すべき事項については、「インドネシアにおけるモデル契約書(秘密保持契約書(AI 編))を活用するに際しての留意点(後編)」をご覧ください。

【参考記事】

- ・秘密保持契約書(AI 編)

契約書：<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2023/04/a3d2a1b69c83db6ca96d7bb7ce12fb04.pdf>

タームシート：<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2023/04/ab6c9a6ad44edda2fde3982ab2991ef7.pdf>

【ソース】

- ・インドネシア営業秘密法 2000 年法律第 30 号 (LAW OF THE REPUBLIC OF INDONESIA NO. 30 OF 2000 REGARDING TRADE SECRET)

<https://wipolex.wipo.int/en/legislation/details/2258>

- ・インドネシア個人情報保護法 2022 年法律第 27 号 (Personal Data Protection Law No. 27 of 2022)

<https://peraturan.bpk.go.id/Home/Details/229798/uu-no-27-tahun-2022#:~:text=UU%20No.%2027%20Tahun%202022,Data%20Pribadi%20%5BJDIH%20BPK%20RI%5D&text=LN.2022%2FNo.196,go.id%3A%2034%20hlm>

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)